

26 給油取扱所で廃油を適切に処理しなかったため、可燃性蒸気が発生、滞留させたことによる爆発事故

1 発生年月

平成25年6月

2 施設区分

給油取扱所

3 物質区分

第4類第1石油類（ガソリン）

4 事故概要

作業場で自動車の整備を行っていたところ、爆発した。



5 事故原因

誤給油により生じた廃油（軽油とガソリンの混合物）を作業場の廃油タンクに流し込んだため、作業場内で可燃性蒸気が発生し滞留していたところに、何かしらの火源により引火、爆発した。

6 対策

- ・ 誤給油等により発生した廃油は、専用に廃油缶を準備し、廃棄処分等を行う。
- ・ 危険物の取り扱いに注意し、可燃性蒸気を滞留させない。
- ・ 従業員に対する保安教育を徹底する。

<関連する保安教育資料>

- ・ 「44 第4類危険物の火災を防ぐ（1）」（平成23年6月発行）
- ・ 「45 第4類危険物の火災を防ぐ（2）」（平成23年7月発行）